

労働者派遣事業（シルバー派遣事業）とは

- ・請負、委任になじまない仕事について、愛知県シルバー人材センター連合会では、シルバー人材センター会員のみを対象として、「臨時的・短期的な就業」「その他の軽易な業務にかかる就業」の範囲において労働者派遣事業を行っています。シルバー派遣事業では、豊明市シルバー人材センターが愛知県シルバー人材センター連合会の豊明市事務所となります。
- ・この制度は、豊明市シルバー人材センター会員が愛知県シルバー人材センター連合会との雇用関係のもとに、派遣先の事業所等で指揮・命令を受けて働くという仕組みです。
- ・社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労災保険の適用があります。
- ・就業の対価は、「賃金」がシルバー人材センター連合会から支払われます。

有料職業紹介事業とは

- ・有料職業紹介とは、手数料を得ながら求人企業と求職者との間での雇用関係成立を斡旋するものです。
- ・愛知県シルバー人材センター連合会が、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」の規定により県知事の指定を受け、豊明市シルバー人材センターを実施事業所として、有料職業紹介事業を実施しています。
- ・対象となる求職者は60歳以上の定年退職者等です。
- ・求人においては、港湾運送業務及び建設業務に就く職業を除く全ての職種で、高年齢者の就業に適した「臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る就業」のみ求人の対象となります。
- ・求人に対する紹介を行い、雇用が成立した場合は、求人者の方から10.8%の「紹介手数料」をいただきます。求職者の方は、一切無料です。
- ・雇用主との間に雇用関係が発生します。
- ・労働関係法規（労働基準法・労災保険等）の適用を受けます。
- ・就業の対価は、「賃金」が雇用主から支払われます。